

平成25年度 第3回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時： 平成26年2月7日（金）14：01～15：11

場所： 大和保健福祉センター 501会議室

委員： 鈴木会長、関水職務代理、板坂委員、佐藤委員（欠席）、内藤委員、春日委員、田村委員、
村元委員、伊藤委員（欠席）、湯野川委員、田所委員

事務局： 熱田課長、下野係長、民實係長、笹岡係長、西澤、水野、山田

会議次第

1. 開会

1. 課長より出席報告
2. 田所委員自己紹介（委嘱状の交付を含む）

2. 会長あいさつ

3. 課題

- (1)（仮称）大和市障がい者福祉計画の概要について
- (2) 計画書の構成について
- (3) 大和市の障がい者の状況について
- (4) 国（内閣府）の第3次障害者基本計画の概要について

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

- (1)（仮称）大和市障がい者福祉計画の概要について
- (2) 計画書の構成について

事務局： 大和市障がい者福祉計画の概要について、計画書の構成について説明

（主な意見）

会 長：（資料2）策定の背景と目的の改正のポイントのところ、新しく打ち出した障害者基本法などいくつかあるが、表に入らなかった改正障害者雇用促進法についても、その主旨を盛り込んでもらいたい。障害者権利条約27条で障害者の就労について力強くうたっている。市では難しい部分も多いとは思いますが、障害者優先調達推進法の施行により障害者が働く場を作っていくことを是非検討して

いってもらいたい。大々的な法律であるので、是非計画書に加えてもらいたい。

委員：(資料1) 策定方針の中で、関係事業者、団体等へのヒアリングとあり、前回の会議で身体と知的のみのヒアリングであったのを、対象を広げるという話であったが、今回の計画ではヒアリング対象を広げることができる日程となっているのか。

会長：ヒアリングについて、資料には前回2ヶ所で調査したとあり、アンケート調査でのヒアリングをするという話もあったが、この調査について再確認をしたい。

事務局：基本的には、自立支援協議会、サービス提供事業所、身体障害者福祉協会、育成会等でのヒアリングがあり、枠組みとしては前回と変わらないが、事業者数が増えているので、対象の数は増えると思う。またヒアリングという手段ではなく、新たに障害を持たない一般市民にアンケートという形で意見を聞くということも検討している。

会長：他に提案、意見はあるか。

委員：個人的なことであるが、やまねつとが新しく社会福祉法人となり、家族の会の人数が多いので、ヒアリング対象となっていなければ対象にしてもらえたらと思う。

事務局：やまねつとは、前はまだNPO法人ということであったが、サービス提供事業所の1つとしてヒアリングをしている。今の意見は、家族会もヒアリング対象にするということであるか。

委員：家族と事業所の両方からヒアリングできないのかと思っている。

事務局：ヒアリングをどこまで広げるかという問題があるが、例えばやまねつとの家族会があるとしたら、県央福祉会の家族会や、大和しらかし会の家族会もある。知的障がいの家族の声ということであれば、手をつなぐ育成会と捉えている。ヒアリングの中で落とす要素があれば、新たに違う視点から対象を増やすことを検討したいと思っているが、基本的にはやまねつについても手をつなぐ育成会と同じ状況の中で家族会があると思うので、似たものをいくつも対象にすることは、時間も限られていることもあり難しい。同じ障害の特性を配慮した中の家族の声を聞くということとすれば一団体に絞らせてもらいたいと思う。

事務局：前回のヒアリングでは、2ヶ所を対象としたが、団体の代表者などが重なる場合があった。そのようなことを配慮しながら効果的なヒアリングを進めていきたいと思う。

委員：前回、前々回もそうであったと思うが、ヒアリングやパブリックコメントは業者に委託するようであり、担当者により、話したことで全く違う捉え方をされる場合があるので、そのようなことがないよう検討してもらいたい。

事務局：事実関係のみを報告すると、前回の障がい福祉計画については、コンサルを使わず市直営であった。市の担当者、非常勤職員を含めヒアリングに回った。前々回の障がい者福祉計画については、作業工程もありコンサルの委託業者を活用したなかで、そういった意見はもっていたので、市の職員を同席させることや、ヒアリングを行った団体に再確認をしてもらい、注意をしながら進めていきたいと思う。

会 長：他に意見はあるか。

委 員：(資料1裏面)意識調査の記載で、身体、知的、精神とあり、その下表のアンケート意識調査の記載箇所では、身体、療育、精神という表し方であるが、この違いは障害のある子供と関わる家族の意見があつてのことがあるのか教えてほしい。

会 長：言葉の表し方が違うことについての意見であるようであるが。

事務局：言葉の使用方法ということで、(表1裏面)上の意識調査の記載箇所の説明を下の検討体制の表で同じことを表しているの、意味としては、身体、知的、精神ということで整理したほうが良いかと思う。今の意見については、あくまでも法的に総合支援法に基づく計画であり、今後の国の指針による児童福祉法に基づくものを含めようというニュアンスもあるかもしれない。今後の障がい者福祉計画の障害者基本法に定められる計画も併せて行う観点からは、者のみならず、児も対象として、検討体制を進めていくべきと捉えている。

事務局：補足であるが、前回の資料のアンケートの中で年齢構成を作ったので、18歳以下のアンケートについても抽出ができた。身体、知的、精神の年齢分けをして、障害別のニーズを把握していたことがあり、(表1裏面)下の検討体制の表において、療育という表現を使っている。アンケートに児童が入らないということではない。

会 長：他に意見はあるか。

委 員：身体障害者手帳を持たない難病者に対しては、対象者の把握が難しいとのことであるが、アンケートにどのように反映させるのか。

事務局：障害者総合支援法が施行され、新しい流れがあることを加味した中で、その意見は考えてみたいと思うと同時に、難病者は数が少ない中、ほとんどが身体障害者手帳取得者であり、元々のアンケートの母体数とのバランスもあるため、対象にする数を検討していきたいと思う。

事務局：アンケートの中で拾うことは難しいので、ヒアリングの中で、対象者を拾うことを考えていきたいと思う。

会 長：個別でヒアリングしていくのは難しいことであるので、団体を通すことは良い方法と思うが、大和市での難病者の団体数はどのくらいあるのか。

事務局：難病者の所管が保健福祉事務所である。データもあるので、協力をしながら進めていきたいと思う。

会 長：よろしいか。では、次の議題に入る。

(3) 大和市の障がい者の状況について

(4) 国（内閣府）の第3次障害者基本計画の概要について

事務局：大和市の障がい者の状況について、国（内閣府）の第3次障害者基本計画について説明

会 長：資料3、4について何か質問、意見はあるか。

（資料3）現況について、障害種別ごとに年齢構成を入れていくことが大事と思う。障害者の高齢化の問題もあり、障害者支援と高齢者福祉をどう組み合わせ、対応していくかを大きな課題として、この3次計画では視点を向けていければと思う。

事務局：現況を報告すると、平成25年4月1日時点で、身体障害者が5,757人、児童が140人で合計5,897人となる。このうち肢体不自由者が2,940人、49.9%となり、手帳所持者の半分が肢体不自由となる。年齢構成では、65歳以上が3,678人、63.9%となる。大和市の高齢化率が昨年10月に21%となった。まさしく、そのような影響も受けて、高い数値が出ていると思う。また発生原因別では、脳血管障害を含む疾病が4,698人で79.7%であった。

会 長：障害者が高齢化していくことと、高齢化することで障害が起きるという2つの視点があるようだ。他に何か意見はあるか。

委 員：療育手帳所持者についても、年齢別の統計を出してもらいたい。養護学校に通う子供もいずれは成人に至るので、養護学校高等部に子供を持つ保護者は、卒業後の社会支援に不安を抱えている。人口統計が減っている中で、療育手帳に関する相談は全体で減っていない。障害の相談や虐待相談も増えているので、是非視点を向けてもらいたいと思う。

委 員：（資料3 表4）について、H25年度のみ、その他が288人とあるが、なんの数字であるのか教えてほしい。

事務局：H24年度にかけて庁内システムの改修があり、特に過去のデータにおいて障害別の主たるも

の統計の取り方に不明なものがあつたため、H25年度にその他の形でまとめて記載をした。システム改修の際に、一時的に発生したものである。

委員：H25年度については、肢体不自由の数がもう少し多いという予測になるのか。

事務局：その通りである。

会長：他に何か意見はあるか。

委員：(資料4)第3次障害基本計画の特徴において、概要③の施策分野の新設で7.8.9と項目があり、同じ概要の中の④に6つ項目があるが、続きとするのか、全く関係ないものであるのか教えてほしい。

事務局：(資料4)下表の第3次障害者基本計画の概要のⅢ、分野別施策の基本的方向の10項目から、今回新設されたものについて取り出したということである。

会長：先に一部の項目が記載されていると見づらいようだ。新設の7.8.9については、総合計画案に既に入っており、国よりも早く大和市では取組みを行っている。さらに充実させるためにどうすれば良いか考えていきたいと思う。

会長：資料3、4について他に意見はあるか。

委員：できれば精神保健福祉手帳の年齢別の統計があると良い。

療育手帳に関する相談が多いということがあるが、知的障害に該当せず、療育手帳を取得できない例が多くある。知的には通常レベルであるが、自閉症やアスペルガー障害を持つ子供の保護者には、精神保健福祉手帳の制度を相談の中で案内していることがあるが、その結果として把握できないので、統計を出してもらえたらと思う。

事務局：前回作った資料の中で、障害児の状況として、1番目に身体障害者手帳を持つ子供、2番目に療育手帳を持つ子供という形で整理したが、実際に発達障害の子供が増えている中で、当然そういう視点で把握するべきと思うので、神奈川県精神保健福祉センターに協力を受けながら、調整と検討をしていきたいと思う。

会長：本日本日予定されていた議題については、よろしいか。他に意見がなければ終了とする。

委員：県児童相談所所管区域の変更についてのお知らせ

事務局：次回開催の日程については、スケジュール案のとおり5月頃を予定とする。

以上